

各府省の公共契約における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの
評価項目の設定状況について（平成 23 年度）

政府として、公共契約を通じて雇用分野の男女共同参画を推進するため、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報、研究開発事業において総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たっては、男女共同参画等に関する評価項目の設定に取り組むこととしている。

平成 23 年度における各府省の取組状況を以下のとおり。

- 14 事業（内閣府 5、厚生労働省 8、経済産業省 1）で評価項目として設定、契約金額は約 2 億 2,400 万円。

（参考：平成 22 年度 10 事業（内閣府 5、厚生労働省 4、文部科学省 1））

- 事業の内訳

（内閣府）

- ・ 男女共同参画の視点による震災対応状況調査
- ・ 男性の男女共同参画についての理解促進のための広報業務
- ・ 男性の性別役割分担意識に関する調査
- ・ 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力（集中）相談事業
- ・ 「女性の活躍による経済社会の活性化」に関するデータ分析及び事例収集業務

（厚生労働省）

- ・ 働く女性の妊娠・出産に関する健康管理支援事業
- ・ 企業等の両立支援制度に関する実態把握のための調査研究事業
- ・ 両立支援に関するベストプラクティス普及事業
- ・ 両立支援に関する総合的情報提供事業
- ・ 男性の育児休業取得促進事業
- ・ 労働契約等活用支援事業
- ・ 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業
- ・ テレワーク・セミナー実施事業

（経済産業省）

- ・ 企業におけるダイバーシティ推進の経営効果等に関する調査研究

○ 評価項目の具体例

【事例1】配点100点中10点

- ① 女性雇用率（平成23年8月1日以降の任意の時点における直接雇用者に占める女性の割合。但し、通算雇用期間1年未満の臨時雇用者等を除く。）
 - ・15%以上30%未満である場合 2点
 - ・30%以上である場合 3点
 - ・40%以上である場合 4点
- ② 企業等に占める女性管理職（課長相当職以上の者。役員含む。）の割合
 - ・10%以上15%未満である場合 2点
 - ・15%以上である場合、 3点
- ③ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく取組について
 - ・常時雇用労働者数が301人以上の場合に、次世代法第13条の認定を受けている場合 3点
 - ・常時雇用労働者数が300人以下の場合に、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ている場合 3点

【事例2】配点100点中5点

- ① 係長相当職に占める女性の割合が15%以上であること。
- ② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく取組について、次世代法第13条の認定を受けていること（くるみんマークの取得）。
- ③ 所定外労働の削減（「ノー残業デー」の導入など）及び年次有給休暇の取得促進（計画的付与制度の活用など）の双方について、全社的な取組として明示して進めていること。

上記3項目のうち、3項目に該当している場合 5点
2項目に該当している場合 4点
1項目に該当している場合 3点